

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1. 学則変更（収容定員変更）の内容

貞静学園短期大学は、学則第7条に定める保育学科の入学定員及び収容定員を、令和7年度（2025年度）から次のとおり変更する。

学科	（新）入学定員	収容定員	（旧）入学定員	収容定員
保育学科	80名	160名	120名	240名

2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

学校法人 貞静学園は、1930年に文京区大塚に創設され、専門学校として長い歴史を刻み、2009年に貞静学園短期大学を開学した。「至誠・和敬・慈愛」を建学の精神とし、建学以来、社会に役立つ保育者養成を目指し、保育現場に数多くの卒業生を送り出してきた。しかしながら、昨今の18歳人口並びに短期大学進学者数の減少、また教育・保育系を目指す進学者数の減少は、保育者養成を行ってきた本学の募集状況に多大な影響を及ぼすこととなっている。これにより、法人全体の財政基盤を改善するためにも収容定員を見直し、収容定員の厳格化に努めることとした。

3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

（1）教育課程の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程の変更は、基本的に行わない。よって、講義、演習等の1クラスの受講者が少人数となり、教育の密度がさらに高まることが期待できる。

（2）教育方法及び履修指導方法の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う教育方法及び履修指導方法の変更は行わない。よって、教育や履修指導は学生に対してよりきめ細やか指導が可能となることが期待できる。

（3）教員組織の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴い、教員組織の変更は行わない予定である。よって、教員一人当たりの学生数が減少し、学生への指導や支援等の対応がさらにきめ細やかに行えることが期待できる。

（4）大学全体の施設・設備の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う大学全体の施設・設備の変更は行わない。よって、情報機器、ピアノ等の設備がより活用でき、施設もより有効に活用できることが期待できる。